

1.法律の概要

○令和4年5月27日公布 令和5年5月26日施行

- ✓盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正
- ✓指定した区域内では、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、盛土等の行為を全国一律の基準で包括的に規制
- ✓現行法の経過措置期間が2年間となっているため、令和7年度には新たな規制区域の指定が必要

<今後の対応>

■新たな規制区域の指定

- ✓区域指定に必要な基礎調査の実施(R5)
- ✓基礎調査結果に基づく規制区域の検討(R5~R6)

■体制のあり方検討(関係部局との連携)

- ✓運用開始時における体制のあり方
- ✓盛土への対応及び規制区域等に関する連携(県、県警、周辺市町など)

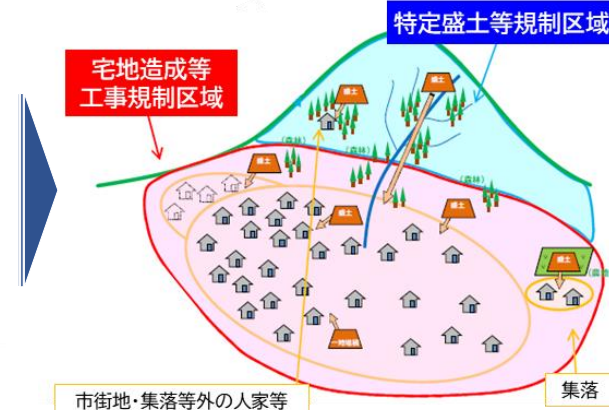
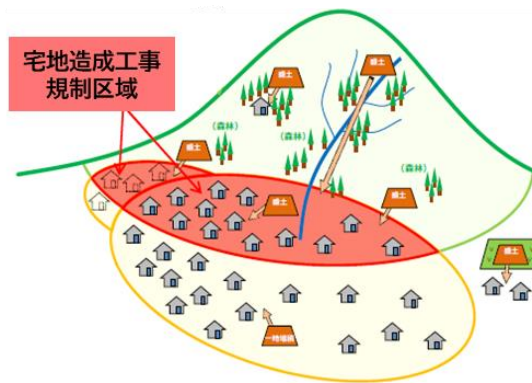
2.規制区域のイメージ

<改正前の規制対象>

- 宅地造成するための切土・盛土
- ※現行の規制区域は以下の3地区
・立田山地区、清水・池田地区、花岡山地区

<改正後の規制対象>

- 土地(森林・農地含む)**を造成するための切土・盛土
- 土捨て行為や一時的な堆積**
- 土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林農地、平地部を広く指定(規制区域は2種類)



宅地造成等工事規制区域

(500㎡超の盛土・切土、高さ1m超の盛土、高さ2m超の切土の許可)

:市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定

特定盛土等規制区域

(3,000㎡超の盛土・切土、高さ2m超の盛土、高さ5m超の切土の許可)

:市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

※ 規制区域は5年ごとに見直しを実施

3.今後のスケジュール

令和5年度				令和6年度				令和7年度
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~
R5.5.26 施行	経過措置期間							R7.5.25 経過措置 終了
基礎調査(資料収集・机上調査・現地調査) 既存盛土調査				規制区域作成		規制区域公表(予定)		区域指定
				パブコメ・説明会等		周知期間		R7.4運用開始
議会 今回報告			基礎調査報告		規制区域報告		最終報告	